

# 許可申請書

(給水管布設専用)

令和7年 6 月 24 日

軽井沢町長 様

申請者 住所 軽井沢町大字長倉2381-1

氏名 浅間 太郎

連絡先(TEL) 0267-45-8582

(代理人) 住所 軽井沢町大字長倉2371-55

氏名 (株)軽井沢町水道  
担当:佐藤

連絡先(TEL) 0267-45-8111

別紙のとおり軽井沢町公共物管理条例第4条第2,4号の許可を申請します。

別紙

1. 場 所	軽井沢町大字長倉 3836-3 番地先 (認定外道路 or 水路名)
2. 目 的	給水管布設の為
3. 内 容	・ 工作物の種類 <b>HIVP φ20 L=1.2m</b> ・ 構造又は能力 ・ 占用の面積
4. 土地の形状変更等	
5. 工事の実施方法	請 負 施工者名 (株)軽井沢町水道
6. 工事の期間	令和7年4月1日 から 令和7年10月31日 まで
7. 占用の期間	指示のとおり

※添付書類

※工事の期間は、仮復旧から3ヶ月後の期間を記入してください。  
ただし、工事自粛期間（7月25日から8月末迄）および  
12月から2月は厳寒期であり、舗装の品質確保が困難なため、  
舗装の本復旧はこの期間を避けて行ってください。

の処分を受けていることを示す書面、又は受ける見込みに関する書面

- 許可の申請について、利害関係人が存する場合は、その者の意見書
- その他町長が必要とする図書

※許可申請の際には、目的に応じ、下記の号数を許可申請書の「第 号」の箇所に記載すること。

- 第1号 普通河川等の流水を占用すること。
- 第2号 公共物（敷地が国有地及び町有地であるものに限る。以下各号について同じ）の敷地を占用すること。
- 第3号 公共物から土石、その他の産出物を採取すること。
- 第4号 公共物において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- 第5号 公共物において土地の掘さく、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更する行為（前号の許可に係る行為の為にするものを除く）又は竹木を植栽又は伐採すること。
- 第6号 公共物において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置すること。